

行政法解釈の基礎・2刷時訂正

以下の箇所を訂正いたします。(第1版第1刷用の正誤情報です。)

2014年1月27日
株式会社 日本評論社

- ・ 凡例 宇賀克也『行政法』(2012) ⇒ (有斐閣・2012)

- ・ 62 頁下から 9 行目 個別的保護要件 ⇒ 個別保護要件

- ・ 71 頁注 5 の 4 行目 適用場外 ⇒ 適用除外
- ・ 同上 5 行目 介護法保険法 ⇒ 介護保険法

- ・ 74 頁 16 行目 ことと等、 ⇒ こと等、

- ・ 75 頁 30 の 2 行目 途過 ⇒ 徒過

- ・ 75 頁 30 の 3 行目 手続の続行の執行停止 ⇒ 手続の続行の停止

- ・ 111 頁 21 の 8 行目 解釈について ⇒ 解釈について

- ・ 121 頁 第 6 条 4 項の末尾部分 当該申請者に検査済証を交付しなければならない。
⇒ 下線(破線.....) 116 頁 24 の 6 行目に例示しているものをつケル
⇒ 当該申請者に検査済証を交付しなければならない。

- ・ 188 頁 注 2 の 1 行目 14 条 1 項の基づく ⇒ 14 条 1 項に基づく

- ・ 191 頁 下から 5 行目 違法性を ⇒ 違法性承継の有無を

- ・ 225 頁 20 の 5 行目 行政法 ⇒ 行訴法

- ・ 234 頁 下から 6 行目 実務的解釈論あえて ⇒ 実務的解釈をあえて